

令和6年1月31日

鹿児島県知事  
塩田 康一 殿

鹿児島県公共事業等  
骨材調達協議会  
会長 西 隆 一 郎



令和6年度以降の骨材調達に関する見通し等について  
(提言)

本県の公共事業等で使用する骨材の確保等については、平成11年度から本協議会の前身である「鹿児島県公共事業等骨材確保対策協議会」において毎年度とりまとめを行い、平成16年3月には、平成20年度までの5年間の需給見通し等について提言を行い協議会を終了した。

しかしながら、建設工事等で使用する必要な骨材を円滑に調達するためには、引き続き平成21年度以降の需給見込みを示す必要があったことから、平成21年1月に県内の骨材調達に関して協議する本協議会を設置して検討を行い、平成21年2月、平成25年12月、平成31年1月に、それぞれ5年間の調達見通し等について提言を行った。

また、同提言において、令和6年度以降については、その時点において検討することとされた。

このため、今回、県内の建設投資の状況や骨材需給の現状、海砂採取の状況などを踏まえ、令和6年度以降の調達見通し等について検討したので、下記のとおり提言する。

## 記

### 1 骨材調達に係る基本的な考え方

- (1) 公共事業や民間建設工事で使用する骨材の安定的な調達は、公共事業等の円滑な推進のために極めて重要である。
- (2) 骨材の採取は、自然環境へ及ぼす影響が大きいことから、その採取に当たっては、十分な配慮が必要である。  
特に、海砂については、減量化に向けたこれまでの経緯、影響調査や長期的な見通し等を踏まえた採取量とする必要がある。
- (3) 海砂の代替骨材として、既に幅広く利活用が進んでいる砕砂や県産資材の利用促進にも資するシラスについては、現状や課題、新たな技術開発等を踏まえた上で、引き続き利活用を推進していく必要がある。

### 2 骨材調達に関する見通しについて

- (1) 今後の骨材の需要見込みについて  
これまでの建設投資額の推移をもとに、今後の投資額を推計した結果、建設投資については、今後5年間においては「横ばい」で推移すると見込まれる。  
このため、骨材全体の需要見込みについては、近年の建設投資額に対する砂採取実績量及び災害時等への一定の対応も見込んだ上で、令和6年度から10年度までは、各年度、概ね217万立方メートルを目途とする。
- (2) 今後の骨材の供給見通しについて  
ア 骨材調達のうち、海砂については、代替骨材の利用状況や課題、骨材全体に占める割合を45%とした前回の提言等を踏まえ、令和6年度から10年度までは、各年度、概ね98万立方メートルとする。  
イ その他の骨材については、各年度、概ね119万立方メートルとする。

(単位：万m<sup>3</sup>)

#### 【参考】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
骨材の需要見込み	217	217	217	217	217
骨材の供給見通し	217	217	217	217	217
海砂	98	98	98	98	98
その他骨材(砂)	119	119	119	119	119

### 3 海砂の採取について

- (1) 海砂の採取に当たっては、平成14年2月に示された「鹿児島県公共事業等骨材確保対策協議会漁業影響調査部会のとりまとめと提言」を踏まえ、採取時期、場所、工法などを十分に考慮する必要がある。
- (2) 海砂採取における影響等については、「鹿児島県海砂採取要綱」に基づき、今後も継続的に調査を実施する必要がある。

### 4 代替骨材について

- (1) 現在、代替骨材として最も利活用が進んでいる砕砂については、生産技術も向上していることから、生コンクリートやコンクリート二次製品などへ、更なる使用拡大に向けた取組を検討していくべきである。
- (2) 本県の豊富な地域資源であるシラスを使用したコンクリートについては、県が策定した「シラスを細骨材として用いるコンクリートの設計施工マニュアル(案)」に基づき、コンクリート二次製品や過酷環境下において引き続き利活用を推進していく必要がある。  
また、現在、県工業技術センターにおいて取組が進んでいるシラス全量活用に向けた新技術の開発については、今後、その成果を受けて、マニュアルの見直しも含めてコンクリートへの活用を検討していく必要がある。
- (3) 砕砂やシラスなどの代替骨材の活用や普及拡大に向けては、安定供給やコスト縮減、適用範囲について、産・学・官が一体となって取組を推進していく必要がある。

## 5 留意すべき事項について

- (1) 海砂の採取量は、これまでの骨材調達に関する提言を踏まえ、毎年度開催される鹿児島海砂採取対策委員会において決定されている。  
令和6年度以降の海砂採取予定数量については、本提言を前提に同委員会へ、引き続き、委ねることとする。
- (2) 令和10年度までの期間中、今回の需要見通しで予想できなかった大災害や社会経済状況の変化などが生じた場合は、海砂採取予定数量について、令和6～10年度の海砂供給見通し数量の総量（98万 $\text{m}^3$ ×5）の範囲内を上限とし、同委員会で調整し決定することとする。  
なお、年度間で調整する量については、関係者相互間の意見などを十分踏まえた上で、必要最小限とすることとし、その実施に当たっては、自然環境への影響を考慮し、必要に応じて、環境モニタリング調査等を実施することとする。
- (3) 令和11年度以降の取扱いについては、その時点での骨材の需要見通しや各種骨材の供給体制などを総合的に勘案した上で検討することとする。